

院内での携帯電話等の使用制限緩和について

平成26年8月19日に電波環境協議会より病院での携帯電話等の使用に関する「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」が発表されました。

本院ではこの指針に基づき、院内での携帯電話等の使用について以下のとおり改めて使用エリアを定めました。

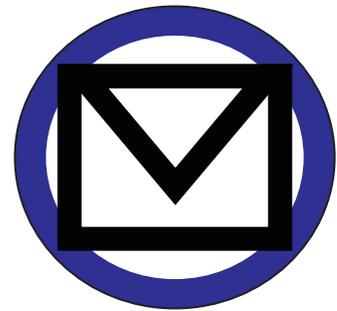
他の患者様の迷惑にならないよう、マナーを守ってご使用くださるようお願いいたします。

鶴岡市立荘内病院

○通話可能エリア

歩きながらのご使用は危険ですので禁止です。

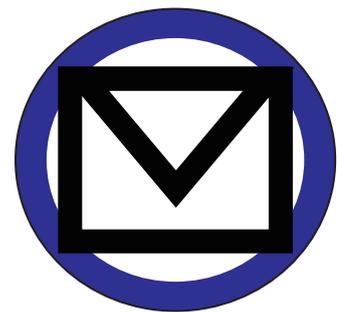
- 玄関風除室・院内廊下
 - 各外待合
 - 中央ホール
 - 入院棟食堂・デイコーナー
 - 売店・喫茶コーナー
 - エレベーターホール
 - 個室病室・ラウンジ（消灯まで）
- ※下記禁止エリア以外は通話可能エリアとなります。



○通話禁止エリア

メール等の端末操作は可能です。
音が鳴らないように配慮をお願いします。

- 各中待合
- 各検査室
- 診察室
- リハビリテーションセンター
- 多床病室（消灯まで）



○使用禁止エリア

このエリアでは端末の電源をお切りください。

- 救急センター処置室
- 血液浄化療法センター
- 集中治療センター
- 手術センター
- NICU・GCU



院内ではマナーモードとし、着信音等が鳴らないようにお願いします。